

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K00962

研究課題名（和文）戦国期の秩序流動化・再構築メカニズムの研究 発給文書と秩序認識の関係を中心に

研究課題名（英文）Research on mechanisms of order liquidation and restructuring during the Warring States period

研究代表者

村井 良介（MURAI, Ryosuke）

岡山大学・教育学域・教授

研究者番号：30419684

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：室町期において幕府の裁定や守護による施行は、人々が共通に参照点とする相対的な卓越性を有している。したがって、人々は幕府や守護に文書の発給を求めると考えられる。しかし、戦国期になると幕府や守護の卓越性が低下し、幕府や守護の保証では十分ではないと見なされるようになり、将軍や守護以外の地域権力による判物発給が見られるようになる。判物は発給者と受給者の一対一の関係性の中だけで機能するものではなく、周辺の第三者群の反応を整序する。その秩序を共有する人々の関係性が「私」に対する「公」である。文書なしの知行給与から、判物による知行給与への変化は、この「公的」秩序が意識されることによる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は戦国期を、単に近世の予定されたゴールに向かう単線的な過渡期としてとらえず、その一方で単に多様であるとか、無秩序なカオスとするのではなく、多様な秩序を生み出すメカニズムを論じたところに意義がある。これにより、相対的に安定した室町期から、戦乱が常態化する戦国期への変化を、メカニズムのレベルで考察することを可能とした。かつての史的唯物論における世界史の発展法則のような見方はもはや成り立たないが、秩序の安定と流動化、そしてその再構築のメカニズムを明らかにすることで、単に戦国期にとどまらず、普遍的に社会の秩序を考察する一助となると考えられ、この点に現代社会における意義がある。

研究成果の概要（英文）：In the Muromachi period, the rulings of the shogunate and the "shigyo" by the shugo have a relative prominence that people use as a common point of reference. Therefore, it is believed that people would seek the issuance of documents from the shogunate or the shugo. However, in the Warring States period, the prominence of the bakufu and the shugo declined, and the assurances of the bakufu and the shugo came to be regarded as insufficient, leading to the issuance of documents by local authorities. The hanmotsu does not function solely within the one-to-one relationship between the issuer and the recipient, but also orders the reactions of surrounding third parties. The relationship between those who share that order is the "public" to the "private". The change from the territorial payroll without a document to the territorial payroll with a document is due to the awareness of this "public" order.

研究分野：日本中世史

キーワード：戦国大名 戦国領主 毛利氏 大友氏 国衆 判物

1. 研究開始当初の背景

拙著『戦国大名権力構造の研究』(思文閣出版、2012年)および『戦国大名論 暴力と法と権力』(講談社、2015年)では、戦国期における室町幕府・守護体制秩序の流動化と、地域権力による秩序の再構築の模索について論じた。すなわち、戦国期には独自の「家中」や「領」を持ち、判物発給をおこなう戦国領主が各地で出現するが、「家中」や「領」は既存の秩序の枠組み(従来の家来や郡・荘といった地域単位)を越えて形成されるものであり、判物発給も単なる守護公権の下降分有ではなく、新たな秩序形成に対応するものであることを明らかにした。

同時に、こうした戦国大名や戦国領主といった地域権力による秩序の再構築は近世のあり方を予定したものではなく、多様な可能性があったのであり、戦国期は近世に向かう一貫した過渡期ではない。すなわち、戦国領主の「家中」や「領」の形成は、一元的な大名「家中」や領国形成に向けての一階梯ではなく、こうした「家中」や「領」が並立する状況は戦国期の特徴を反映している。またたとえば毛利権力と北条権力の差異は、近世をゴールとして予定した発展の遅速ではなく、地域社会の諸条件に規定された多様性であると論じた。このように戦国期をとらえたとき、次に問題となるのは、その多様な展開を発生させるメカニズムを歴史具体的に解明することである。本研究の課題は、いかなる過程をたどって室町幕府・守護体制秩序は流動化するのか。また多様な形で秩序の再構築が図られていく。しかし、戦乱状況に規定されていまだ秩序は可動的であるのか、その根底に作動するメカニズムを問うことである。

比較制度分析では、ゲーム理論を用いて、(公式/非公式の)制度をゲームの均衡ととらえる(青木昌彦『比較制度分析に向けて』、NTT出版、2001年)。均衡とはすべてのプレイヤーが戦略を変更する誘因を持たない状況である。制度に対する人々の予期において、結果への信頼性が高ければ、人々は現在の戦略を維持するため、制度は再生産される(アプナー・グライフ『比較歴史制度分析』、NTT出版、2009年)。しかし、何らかの環境・条件の変化で制度に対する信頼性が低下すれば、戦略を変更するプレイヤーが現れ始め、均衡が崩れて制度は再生産されなくなる(たとえば日本では自動車はほぼ100%左側通行をしており、左側を通行していれば安全に走行できるという、制度に従った際の結果に対する信頼性は高い。この状況では戦略を変更して右側通行をする誘因はない。しかし何らかの環境の変化により一定割合の人が右側通行するようになると、信頼性は低下し、さらに戦略を変更しようとする人も出てきて、制度は解体へと向かう)。そして新たな均衡点へ向けた模索がなされる。このとき、均衡点となりうる点は複数存在し(日本のような全車左側通行も、アメリカのような全車右側通行もどちらも均衡である)。どの均衡が実現するかは、それまでその社会がたどってきた「歴史経路」に依存するという(青木前掲書、フランチェスコ・グアラ『制度とは何か 社会科学のための制度論』、慶應義塾大学出版会、2018年)。こうした比較制度分析の知見は、戦国期に秩序の流動化と再構築のメカニズムを考えるヒントになると考える。

たとえば知行を給与・保証する宛行状・安堵状は、室町期には将軍や守護が発給していたが、およそ16世紀頃には、それまで判物発給をしなかった地域権力が宛行状・安堵状を発給するようになる。前掲拙著ではこうした現象を毛利分国について分析し、「家中」や「領」という旧来とは異なる拡大した支配が成立したことで、それまでの局所的に通用する秩序の信憑性が低下したこと。同時に、室町幕府・守護体制下での将軍や守護権力によって保証される知行体系という非局所的な秩序も信頼を失ったこと。こうした不安定状況が、当該地域で卓越した勢力に対し、文書で権利関係を明示する要求を生み出し、地域権力による判物発給がおこなわれるようになるを見通した。これは先の制度の変容過程についての比較制度分析の知見と合致する。また「領」が発達した地域と、「領」が発達しなかった地域の差異を多様性ととらえる見直しも、複数の均衡点があるとすると比較制度分析の主張と親和的である。

2. 研究の目的

本研究は前記の秩序・制度の流動化と再構築の仮説に基づき、戦国期における多様な地域権力の形成過程とそのメカニズムを解明することを目的とする。すなわち戦国期にどのような環境・条件の変化が起こり、それによって人々の秩序認識がどのように変容していくのか、認識の変化と実態の変化の相互作用の過程を明らかにする。より具体的には、宛行状・安堵状などの発給主体の変化と広がり、給与・保証対象である知行や領域秩序に対する認識の変化を跡付けることを目指した。その際、経済学分野の比較制度分析の知見を参照し、人々の制度・秩序への認識の変化(信頼性の低下と共通認識の再形成)と、その原因/結果としての環境や条件の実態的变化の相互作用を分析する。具体的には、16世紀になると、それまで将軍や守護に限られていた宛行状・安堵状といった判物発給による知行保証を、多様な地域権力がおこなうようになるが、そこでは人々の秩序に対する認識にいかなる変化が起きているのか。判物発給主体の変化、知行体系の変化(たとえば「職」記載の消滅など)や領域秩序の変化(新しい地域呼称や「領」の成立)について戦国期以前から通観し、具体的な過程とその根底にあるメカニズムの解明を目的とする。

3. 研究の方法

研究の方法としては、基本的には建武元年（1333）以降の判物（判物に類する文書）を収集し、発給主体や給与・保証対象について、地域ごとにその変遷を分析するという手法を中心に据えた。判物の定義については議論がある。佐藤進一氏以来、書止文言が「～如件」のようになる直状形式の上意下達文書について、戦国期以前については書下とし、戦国期では判物とするのが一般的であったが（『古文書学入門』、法政大学出版局、1971年）書下には奉書も含むとの指摘もある（小谷利明「判物と折紙 三好長慶文書の研究」、矢田俊文編『戦国文書論』、高志書院、2019年）。また、書止文言が「恐々謹言」等となるいわゆる書状形式の文書でも、判物と同等の機能を果たし、また当時においても判物と認識されていたことも指摘されている（片桐昭彦「戦国期武家領主の書札礼と権力 判物・奉書の書止文言を中心に」、『信濃』66巻12号、2014年、ほか）。本研究では、その目的に照らして、判物の厳密な定義には立ち入らず、差出人がその件に関する最高意思決定主体である直状形式の上意下達文書を分析対象とし、これを便宜上、判物と総称した。したがって、ここには花押の代わりに印を捺した直状式印判状も含めた。

4. 研究成果

(1) 室町期における幕府・守護発給文書の位置づけ

一般的に、中世における文書の当事者主義ということが言われる。すなわち、文書の受給者側に一定の主体性があると考えられている。そうであるとすれば、たとえばある権利を保証してもらう（あるいは給与してもらう／返付してもらう）場合に、誰に文書発給を求めるかについて、受給者側がある程度主体的に選択するということになる。このとき、当然、その権利保証について、最も効果的だと考えられる相手に文書発給を求めることになるだろう。室町幕府・守護体制下では、これは基本的には將軍（室町殿）や守護であったと考えられる。しかし、なぜ將軍や守護の文書が有効性を持つのかということはそう単純な問題ではない。

新田一郎氏は、鎌倉末期の「安堵」は、主従二者間で完結するものではなく、周辺の第三者群との関係の中で機能するものに変容しているとして、第三者群との関係において機能する「安堵」の権能は人々一般を捕捉する「統治権的支配」の上に立つとした（新田一郎「相伝」中世的「権利」の一断面、笠松宏至編『法と訴訟』、吉川弘文館、1992年）。その後、新田氏はこの自説を修正して次のように述べる（新田一郎「由緒」と「施行」「將軍親裁」の構造と基盤、勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』、山川出版社、1996年）。すなわち室町期の守護による「施行」の機能は、「当面叙用されるべき「由緒」を、制度的にオーソライズされた特定の手続形式を経由して現地において挙示することによって、周囲の第三者群の認知を調達し、その反応を整序することにある」とし、これによって「その国内の人々によって共通に認識される（と期待される）当座の「権利」を媒介とすることによって人々の相互関係を整序する機能が、守護によって掌握された」とした。そして、この相互関係を整序する機能は、小林一岳らが注目する「地域の一揆体制」の内部での「当知行」の相互認知の機能とも同型であるとする。

ここでは人々の認識の共有が重視されている。いわば、あの知行もこの知行も、施行という手続を通じて、幕府・守護体制によって保証されているという共通認識が存在していると言える。しかし、なぜ守護による施行がそのような人々の反応を整序する「卓越性」を持つのであろうか。小林一岳氏が指摘するように、当知行の認定について、幕府の裁定と一門評定が矛盾することはありえた（小林一岳『日本中世の一揆と戦争』、校倉書房、2001年）。

外岡慎一郎氏は、使節遵行について、「使節遵行はこうした中世の法や裁判の不定性を前提に、個々の訴訟事案に即して判決の（おそらく当面の）正当性を担保し、あるいは善後の措置を講じる機会を開く効果をもった」とする一方で、「しかし、使節遵行もまた矛盾なく整合的に構築され、運用されていたわけではない。個々の訴訟事案に即して、また時の公権力や地域情勢によって、アドホックに組み上げられる紛争解決（合意形成）の場に過ぎない。合意の内容や条件も、幕府御教書などで予定、予測される範囲を逸脱する場合さえ存在した」としている（外岡慎一郎『武家権力と使節遵行』、同成社、2015年）。引用の前半は、先の新田氏の施行についての議論に通じるが、後半については、新田氏の議論との関係をもう少し検討する必要がある。

市川裕士氏は、石見国における永享年間と文安年間の所領相論を分析し、前者は上意によって紛争を解決した例と評価し、後者は嘉吉の乱後において上意の相対化が起きている例と評価した（市川裕士『室町幕府の地方支配と地域権力』、戎光祥出版、2017年）。しかし、これらの事例を分析すると、幕府の上意による紛争解決か、地域の領主間での紛争解決かという二者択一ではなく、地域の領主間における紛争解決プロセスに、幕府の介入が影響を与えているという点では、永享年間と文安年間の事例は同様であると考えられる。これは、紛争解決のあり方が、外岡氏の言う「アドホックに組み上げられる紛争解決」であると同時に、その中で幕府の介入が「反応を整序する」効果を持っている（整序する＝幕府の意向どおりになる、ということではない）と言えるだろう。つまり、室町期において、幕府の裁定や守護による施行は、人々が共通に参照点とする、（他の様々な参照点に対して）相対的な卓越性を有していると言える。

したがって、人々は幕府や守護に文書の発給を求めると考えられる。

しかし、戦国期になると将軍や守護以外の地域権力による判物発給が見られるようになる。これは、幕府による裁定や守護の施行の卓越性が低下し、幕府や守護の保証では十分ではないと見なされるようになった。すなわち信頼性が低下したからだと考えられる。

(2) 戦国期における判物発給と「公的」秩序の形成

矢田俊文氏は、戦国期における判物発給から、公的な領域的支配をおこなう戦国領主の存在を検出した(矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』、塙書房、1998年)。現在、戦国領主や国衆などと呼ばれる、こうした地域権力の支配を公的領域支配とする認識はある程度共有されていると言っている。しかし、その支配はいかなる意味で「公的」なのだろうか。問題は、ある判物発給事例(群)から検出する公的(公権的)支配とは何かということである。判物を発給していることと、公的支配を実現していることとは必要条件でも十分条件でもないが、無関係ではない。ある判物発給事例(群)が、いかなる意味で公的行為と言えるのか。そもそも公的支配とは何かを問うことが必要である。

再度、前述の新田氏の議論に戻れば、安堵状は主従二者間で完結するものではなく、周辺の第三者群との関係の中で機能するとし、その点で、人々一般を捕捉する「統治権的支配」の上に立つとされていた。これは言うまでもなく、佐藤進一氏が、宛行状に主従制的支配権を、安堵状に統治権的支配権を対応させたことを踏まえているが(佐藤進一『日本中世史論集』、岩波書店、1990年)、しかし、「周辺の第三者群との関係の中で機能する」という点では宛行状も同じではないだろうか。豊後国の奥嶽文書に残る政勝宛行状では、知行の給与について以前申し定めた以上、文書(「てかた」)などは必要ないが「こうしのため」に文書によって知行を給与すると述べられている(『大分県史料 第13巻』奥嶽文書16)。このことは、知行の給与者と受給者の二者間の関係だけなら文書は不要だが、「公私」、すなわち第三者群を含む秩序＝「公的」秩序の中では文書が必要となることを示している。したがって、安堵状に限らず、宛行状も含む判物発給は、周辺の第三者群の反応を整序する効果を発揮するならば、その範囲で「公的」秩序を形成していると言えよう。この「公的」秩序の形成について、「戦国期大友氏勢力圏における判物発給をめぐって」(矢田俊文編『戦国文書論』、高志書院、2019年)で、戦国期の大友氏の事例から検討し、次のように論じた。

大友氏の判物はほぼすべて、書止文言が「恐々謹言」などとなる書状形式であり、知行を給与する文書はほとんどが預け状の形式を取る。この大友氏の判物の特徴を、周辺の諸領主や大友氏配下の領主の判物と比較してみると、まず豊後国の領主については、戸次氏、一万田氏、田北氏、朽網氏、志賀氏(北志賀氏)などの判物はいずれも、大友氏と同様、書状形式で、知行を給与する文書は預け状である。田原氏の庶家である武蔵田原氏も16世紀の判物は書状形式である。ただし、知行を給与する文書は宛行状(「預置」等の文言がないもの)と預け状の両方が存在する。これらに対し、判物に書状形式と書下形式の両方があり、知行給与の文書も預け状と宛行状の両方があるという大友氏とは異なる特徴を示すのが田原宗家である。書下形式と書状形式のいずれを用いるかは、おおよそ時期ごとに切り替わっている。田原宗家はしばしば大友氏に反抗しているが、大友氏と対立している時期には書下形式を用い、大友氏に従っている時期には書状形式を用いるというおおよその傾向がある。次に豊後国以外の周辺の領主について見れば、筑前国では大友氏と敵対している時期が長い原田氏、秋月氏、宗像氏の判物は、大友氏とは特徴が異なり、ほとんどが書下形式か「～也」で終わる書止文言のない形式である。一方、大内氏滅亡後は一貫して大友氏に属した小田部氏の判物は1点を除いて書状形式である。高橋氏は、大友氏に反抗して毛利方についた鑑種の判物はいずれも書下形式であるが、大友氏に降伏後、高橋家を継承した鎮種の判物は書状形式に切り替わる。肥後国の菊池氏は永正17年(1520)に大友義長の子重治(義宗、義武)が継承する。それ以前はほぼすべて書下形式であったが、以降は書状形式が優越する(天文3年(1534)以降、大友氏と対立するが、傾向は変わらない)。また重治継承以後、預け状が見られるようになる。以上から、大友氏の影響下に入ると、大友氏の文書様式に近づくという傾向が見られる。逆に見れば、書下形式の判物を発給する領主は、大友氏からの自立性が高いと言える。

問題はこうした判物発給の様相と「公的」支配のあり方の関係である。高橋紹運宛行状写では、屋山三介の戦功を「公私」に対する忠節だとしている(『大分県史料 第33巻』大友家文書録1679)。大友氏と同じ特徴の判物を発給する領主は、大友氏の「公的」秩序のなかで通用する形式を意識していたと言えよう。逆に、田原宗家は大友氏から離反したとき、文書形式の面でも大友氏の「公的」秩序から離脱することを意識していた。ここでいう「公的」というのは、たとえば守護公権のような制度的なもの(フォーマルな制度)を意味しない。

前述の政勝宛行状が意味するのは、宛行状(預け状)は、給与者と受給者の一対一の関係性の中だけで機能するものではなく、何らかの秩序を共有する人々の関係性を意識したものであるということである。その意識された関係性が「私」に対する「公」である。文書なしの知行給与から、判物による知行給与への変化は、この「公的」秩序が意識されることによる。多く

の領主が16世紀から判物発給を開始することには、こうした意味があると考えられるが、武蔵田原氏や戸次氏、高橋氏などは、大友氏の「公的」秩序との通有性を意識しているという点で、秋月氏、原田氏などとは異なっている。これらの領主は、大友氏と同じ形で判物を発給することで、「私的」な知行給与に「公的」な性格を持たせているとも言える。一方、こうして他の判物発給者を自身の「公的」秩序に包摂している点で、大友氏は特別な地位にある。

軍事的卓越性を確立した勢力に、安堵要求が集中すれば、あたかもその権力に所領安堵権があるように見える。その地域の知行が誰によって保証されているかという、人々の反応を整理する共通認識が形成されれば、それが共有されている範囲に「公的」秩序が形成される。

(3) 「公的」秩序形成と武家拠点

戦国大名分国の中心部では、大名権力の卓越性が確立すると考えられるが、分国周縁部の境目地域ではどうなるだろうか。口頭発表「戦国期の地域秩序形成と政治拠点 備作地域を中心に」(武家拠点科研・岡山研究集会「備前・美作・備中における武家拠点の形成と変容 16-17世紀を中心に」(2021年)では毛利氏と尼子氏、浦上氏、宇喜多氏、織田氏などの境目地域となった備中国と美作国について次のように論じた。

備中国では個別所領の権利にかかわる幕府発給文書の終見は永正9年である。幕府や守護に代わって16世紀からは、少数ながら、石川氏、三村氏、庄氏などの判物発給が見られるようになる。美作国では、久世保以外の個別所領についての幕府の文書発給の形跡は天文10年(1541)が最後であり、やはり幕府の発給文書が卓越性を喪失すると考えられる。これに代わって16世紀には後藤氏や三浦氏の判物が見られる。その他、複数の判物発給が確認できる領主は、元龜以前では江見氏、芦田氏、斎藤氏などであるが、天正年間に入ると浜口氏と推定される領主、新免氏、中村氏などの判物が見え始め、後藤氏、三浦氏の判物は引き続きあるものの減少していき、天正初期頃を境に判物発給者の顔ぶれが大きく変化する。これは美作国が境目地域であるため、江見氏、三浦氏、後藤氏などの有力な領主も没落するなど、勢力の消長が激しいためと考えられ、この領主から文書をもらえばいいという人々の卓越性についての共通認識が確立しなかったことを示している。ところで、こうした判物発給をおこなう地域権力が出現すれば、人々が文書を求めてその本拠に集まることになり、地域内の拠点が形成されることになる。ただし、東寺が同時に毛利氏の本拠地である安芸国吉田にも使者を派遣していることは注意される。つまり東寺は三村氏による保証だけでは十分でないと考えていたということで、毛利氏と三村氏の支配の重層性がある。その点で三村氏の卓越性は相対的なものである。

天正3年(1575)に三村氏が毛利氏によって滅ぼされたあと、幸山城は小早川隆景、松山城は天野元明、猿懸城は毛利(穂田)元清、国吉城は口羽春良の支配となる。このうち小早川隆景や天野元明、穂田元清は宛行状を発給しているが、これらの城の周辺に与えられた自身の所領を、自身の家来に給与しているだけで、その判物発給は領域統治者としての行為とは言えない。石川氏や三村氏が自身の実力によって保証をおこない、それによって卓越性を持つと相互認識されていたのとは異なり、これらの領域統治者の卓越性は、毛利氏によって付与されていると言える。ただし、政治拠点自体は、少なくとも幸山城と猿懸城については、前段階の領主の拠点が継承されており、戦国領主の「領」形成が持った規定性を見て取ることができる。

一方、美作国では高田城が天正3年に毛利氏によって攻略される。その毛利氏の支配の段階に高田城に在番する長就連と香川光景が「作州西郡之社役」を「高田領之内、当座ノ我等裁判之在所之儀」については余儀ないことを、二宮の真島注連大夫に請け合っているが、高田在番者も「高田領」のうち「我等裁判の在所」という一部しか、また当座しか社役について請け合えず、高田領や西郡全体を統治していない。結局のところ、最後まで毛利氏と織田氏、宇喜多氏との抗争によって境目地域であり続けた美作では、毛利氏の卓越性が確立せず、浜口氏のような個別領主の判物による保証を必要としたが、その個別領主も三浦氏、後藤氏が没落するなど盛衰が激しく、卓越性を持つ政治拠点多安定的には確立しなかったと言えよう。

以上、備中国と美作国についての検討してきたことをおおまかにまとめれば、戦国期には、幕府-守護体制による知行の保証が卓越性を失い、代わって地域内で軍事的に擡頭した勢力が判物発給を開始する。つまり、人々が権利の保証を、そうした地域権力に求めるようになり、誰が権利を保証してくれるかということについての新たな共通認識が形成されていく。この共通認識を共有している範囲で「公的」秩序が形成される。境目地域である備中、美作では、他と隔絶した力を持つ大名権力の支配が確立しないため、その卓越性は相対的なものであるが、一応の卓越性を獲得した戦国領主が成立する。この結果、複数の政治拠点が成立するという状況になる。ただし、やはりその保証力は十分ではないため、外部の上級権力、つまり尼子氏や毛利氏といった戦国大名権力にも保証が求められ、「公的」支配は重層的に形成される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 村井良介	4. 巻 24
2. 論文標題 大阪市立大学所蔵の榑崎家文書の写について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 市大日本史	6. 最初と最後の頁 107-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 村井良介
2. 発表標題 戦国期における地域秩序形成をめぐって
3. 学会等名 第2回災害文化と地域社会形成史研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 村井良介
2. 発表標題 戦国期の地域秩序形成と政治拠点 備作地域を中心に
3. 学会等名 武家拠点科研・岡山研究集会「備前・美作・備中における武家拠点の形成と変容 16-17 世紀を中心に」
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 矢田俊文・高橋一樹・小谷利明・田中慶治・森田真一・村井良介ほか7名	4. 発行年 2019年
2. 出版社 高志書院	5. 総ページ数 353
3. 書名 戦国期文書論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

本研究の研究成果報告書を2022年に刊行し、また、岡山大学学術成果リポジトリにおいて公開した。<https://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/63303>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------